

千葉県報

定例
令和5年9月19日

主要目次

- 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定 一
- 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定 一
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 一
- 道路区域の決定 七
- 道路区域の変更 七
- 土砂災害警戒区域の指定（二件） 一
- 土砂災害特別警戒区域の指定（二件） 一
- 特定調達公告 一
- 入札公告 一

告示

千葉県告示第三百六十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和五年十月二日から発生する。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域 岩井富浦漁業協同組合の地区のうち富浦地区
漁業の区分 小型定置漁業

主として一本釣りを営む小型合併漁業

千葉県告示第三百六十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域についての区域内特定

養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和五年九月二十四日から発生する。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域 大佐和漁業協同組合の地区

千葉県告示第三百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号。以下「規則」という。）第十一条第二項の規定により、うなぎ稚魚漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 制限措置の内容

その一

1 漁業種類

かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。）

2 漁業時期

令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで

3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
共同漁業権内共第十一号及び内共第十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域（規則第三十六条第二項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものとして認められる者	四人
共同漁業権内共第十二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から下流の千葉県水域（北緯三十五度四十四	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもと	四十六人

<p>操業区域</p> <p>横芝堰から下流の栗山川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。及び大布川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。))の水域</p>	<p>漁業を営む者の資格</p> <p>匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を</p>	<p>許可をすべき漁業者の数</p> <p>八人</p>	<p>3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>2 漁業時期</p> <p>令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで</p> <p>1 漁業種類</p> <p>ふくろ網漁業</p> <p>その二</p> <p>分九秒東経百四十度四十九分三十六秒の点及び北緯三十五度四十四分二十秒東経百四十度四十九分三十八秒の点の見通し線と北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の点及び北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の見通し線に挟まれた水域にあつては、北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度四十九分三十三秒、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点及び北緯三十五度四十五分十五秒の点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。)</p> <p>とで販売するものと認められる者</p>
<p>操業区域</p> <p>たも網漁業(船舶を使用しないで行う漁業に限る。)</p> <p>漁業時期</p> <p>令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで</p> <p>操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p>	<p>漁業を営む者の資格</p> <p>漁業者の数</p>	<p>許可をすべき漁業者の数</p>	<p>3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>2 漁業時期</p> <p>令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで</p> <p>1 漁業種類</p> <p>ひき網漁業</p> <p>その三</p> <p>利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川(千葉県水域(規則第三十六条第二項に定める区域を除く。))に限る。並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域</p> <p>松潟堰から下流の一宮川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。))の水域</p> <p>漁業を営む者の資格</p> <p>銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>漁業を営む者の資格</p> <p>漁業者の数</p> <p>四人</p> <p>有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>三人</p>

<p>共同漁業権共第五十七号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域のうち基点北二十二号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものとして認められる者</p>	<p>十一人</p>
<p>その五 1 漁業種類 すくい網漁業(船舶を使用して行う漁業に限る。) 2 漁業時期 令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで 3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p>	<p>操業区域 市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第十一号(令和五年九月一日東京都知事免許)の漁場の区域(市川市地先の千葉県水域に限る。)及び市川市内の水路の水域</p> <p>漁業を営む者の資格 市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものとして認められる者</p> <p>許可をすべき漁業者の数 五人</p>	<p>一人</p>
<p>十八秒の点、北緯三十五度四十四分二十五秒東経百四十度四十九分一秒の点、北緯三十五度四十四分三十七秒東経百四十度四十八分三十五秒の点、北緯三十五度四十四分五十二秒東経百四十度四十八分八秒の点、北緯三十五度四十五分二十一秒東経百四十度四十七分二十四秒の点及び北緯三十五度四十五分十五秒東経百四十度四十七分十六秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。)</p>	<p>その六 1 漁業種類 すくい網漁業(船舶を使用しないで行う漁業に限る。) 2 漁業時期 令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで 3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>漁業を営む者の資格 銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものとして認められる者</p> <p>許可をすべき漁業者の数 二十一人</p>	<p>五人</p>
<p>小櫃橋下流端から下流の小櫃川(支派)</p> <p>共同漁業権内共第十一号及び内共第十二号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域(規則第三十六条第二項に定める区域を除く。)並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域</p> <p>五井大橋下流端から下流の養老川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。)を含む。)の水域</p>	<p>漁業を営む者の資格 銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものとして認められる者</p>	<p>二十八人</p>

<p>川(分岐点から五百メートル以内の水 域に限る。)を含む。)の水域</p>	<p>は袖ヶ浦市内に住所 を有し、かつ、採捕 したうなぎの稚魚を 適正な流通の枠組み のもとで販売するも のと認められる者</p>	<p>十九人</p>
<p>松潟堰から下流の一宮川(支派川(分 岐点から五百メートル以内の水域に限 る。)を含む。)の水域</p>	<p>長生郡一宮町又は長 生村内に住所を有 し、かつ、採捕した うなぎの稚魚を適正 な流通の枠組みのも とで販売するものと 認められる者</p>	<p>九人</p>
<p>小糸川人見堰から下流の小糸川(支派 川(分岐点から五百メートル以内の水 域に限る。)を含む。)の水域</p>	<p>君津市又は富津市内 に住所を有し、か つ、採捕したうなぎ の稚魚を適正な流通 の枠組みのもとで販 売するものと認めら れる者</p>	<p>五人</p>
<p>亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の 水域</p>	<p>千葉市内に住所を有 し、かつ、採捕した うなぎの稚魚を適正 な流通の枠組みのも とで販売するものと 認められる者</p>	<p>三人</p>
<p>富津市青木又は同市西川の区域内に河 口を有する河川(河口から上流五百 メートル以内の水域に限る。)の水域</p>	<p>富津市内に住所を有 し、かつ、採捕した うなぎの稚魚を適正 な流通の枠組みのも とで販売するものと 認められる者</p>	<p>四人</p>
<p>吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域</p>	<p>富津市内に住所を有 し、かつ、採捕した うなぎの稚魚を適正</p>	<p>四人</p>

<p>その七 1 漁業種類 すくい式さ手網漁業(船舶を使用しないで行う漁業に限る。)</p>	<p>な流通の枠組みのも とで販売するものと 認められる者</p>	<p></p>
<p>2 漁業時期 令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで</p>	<p>漁業を営む者の資格 及び許可をすべき漁業者の数</p>	<p>許可をすべき 漁業者の数</p>
<p>3 漁業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>共同漁業権共第五十七号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第五十六号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>漁業を営む者の資格 銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>十人</p>
<p>その八 1 漁業種類 すくい網漁業及びすくい式さ手網漁業(船舶を使用して行う漁業に限る。)</p>	<p>漁業を営む者の資格 及び許可をすべき漁業者の数</p>	<p>許可をすべき 漁業者の数</p>
<p>2 漁業時期 令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで</p> <p>3 漁業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p> <p>潮止堰から下流の夷隅川(旧夷隅川残存水面及び支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。)を含む。)、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル</p>	<p>勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認めら</p>	<p>二十四人</p>

<p>以下の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p> <p>長生郡一宮町又は睦沢町に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>一人</p>	<p>存水面及び支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p> <p>み市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>七十六人</p>
<p>その九</p> <p>1 漁業種類 すくい網漁業及びすくい式さ手網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）</p> <p>2 漁業時期 令和五年十二月一日から令和六年四月十五日まで</p> <p>3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数</p>	<p>横渚橋下流端から四十メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下流端から三百二十メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p> <p>旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>九十四人</p>
<p>操業区域</p> <p>横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から五百メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流五百メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p> <p>漁業を営む者の資格</p> <p>匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>許可をすべき漁業者の数</p> <p>百二十九人</p>	<p>共同漁業権共第五十四号、共第五十五号及び共第五十六号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p> <p>旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>八人</p>
<p>清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から五百メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p> <p>長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>百七人</p>	<p>共同漁業権共第五十号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p> <p>いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p> <p>八人</p>
<p>潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残</p> <p>勝浦市若しくははいす</p> <p>百四十七人</p>	<p>と認められる者</p>

<p>共同漁業権共第五十二号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p>	<p>山武市若しくは大網白里市又は山武郡十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>三十七人</p>
<p>共同漁業権共第四十号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の水域</p>	<p>鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>三十五人</p>
<p>駒込堰から下流の新川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。)の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>六十人</p>
<p>加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>九十三人</p>
<p>大中堰から下流の作田川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。)の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>東金市若しくは山武市又は山武郡十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正</p>	<p>百二十五人</p>
<p>小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>東金市若しくは大網白里市又は山武郡十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>五十二人</p>
<p>殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>大網白里市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>三十人</p>
<p>松湯堰から下流の一宮川(支派川(分岐点から五百メートル以内の水域に限る。))を含む。)の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>四十五人</p>
<p>館山市内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。))の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域</p>	<p>館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	<p>十人</p>
<p>旭市及び匝瑳市(旧野栄町の区域に限る。))の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。))の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以</p>	<p>旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売す</p>	<p>七十八人</p>

内の海域	富津市富津の区域内に河口を有する河川(河口から上流五百メートル以内の水域に限る。)の水域及び当該河川の河口の中心点から半径三百メートル以内の海域	るものと認められる者	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	十人
------	--	------------	---	----

二 許可を申請すべき期間
令和五年九月二十日から十月二十日まで

千葉県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、令和五年九月十九日から三週間、縦覧に供する。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 王子金町市川線
- 三 区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長	摘要
市川市押切一四番一 地先から二七九番地 先まで	一六・〇〇メートルから 四六・四五メートルまで	四二四・五〇メートル	二六 六・五〇 メートル は、県道 市川浦安 線と重用 となる。

千葉県告示第三百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、令和五年九月十九日から三週間、縦覧に供する。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川浦安線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
市川市押切二 〇番二地先か ら二七九番地 先まで	前 後	一九・四四メートルから 二六・七五メートルまで 二〇・五〇メートルから 四六・四五メートルまで	二六五・二五メートル 二六六・五〇メートル

千葉県告示第三百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国府台一	市川市国府台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府台二	市川市国府台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
須和田四	市川市須和田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾谷四	市川市曾谷四丁目及び曾谷五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町二三	市川市大野町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町二四	市川市大野町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町二五	市川市大野町三丁目及び大野町二丁目 の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中山二	市川市中山二丁目及び中山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

宮本二	海神四	夏見台二	夏見九	夏見八	北方町一	北国分二	北国分一	奉免町一	八幡一	柏井町八	柏井町七	柏井町六	柏井町五	柏井町四	柏井町三	中山三
船橋市宮本六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市海神六丁目、海神町二丁目、海神三丁目及び海神一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市夏見台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市夏見三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市夏見二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市北方町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市北国分四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市北国分三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市奉免町及び柏井町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市八幡五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市柏井町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市柏井町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市柏井町一丁目及び船橋市藤原二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市中山三丁目及び中山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
中野木二	中野木一	大穴北七	大穴北六	前原東一	前原西二	前原西一	前貝塚町二	前貝塚町一	西船一	駿河台三	車方町三	芝山五	三山一	高根町五	金堀町一	
船橋市中野木二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市中野木一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市大穴北六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市大穴北四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原東五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西四丁目及び前原西三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前貝塚町及び行田町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市西船四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市駿河台二丁目及び飯山満町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市車方町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市芝山三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市三山三丁目及び三山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市高根町、飯山満町一丁目及び米ヶ崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市金堀町の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

区域の名称 指定の区域 自然現象の種類	田喜野井一	船橋市田喜野井二丁目及び習志野市藤崎四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	田喜野井二	船橋市田喜野井三丁目及び三山四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	田喜野井三	船橋市田喜野井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	田喜野井四	船橋市田喜野井四丁目及び田喜野井六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	藤原一	船橋市藤原一丁目及び藤原二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	藤原二	船橋市藤原七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	飯山満町六	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	飯山満町七	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	飯山満町八	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	飯山満町九	船橋市飯山満町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三咲一	船橋市三咲八丁目及び大穴北三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

古戸三	古戸二	古戸一	藤ヶ谷新田一	藤ヶ谷五	藤ヶ谷四	塚崎三	塚崎二	逆井四	布施五	布施四	布施三	布施二	藤心二	藤心一	大室三	大室二	大室一
我孫子市古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市藤ヶ谷新田及び藤ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市藤ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市藤ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市塚崎の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市塚崎及び高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市逆井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布施及び布施下の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布施及び布施下の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布施の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布施の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市藤心の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市藤心一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大室の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大室の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大室の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

布佐一四	布佐一三	布佐一二	布佐一一	布佐一〇	布佐九	布佐八	中峠六	中峠五	中峠四	中峠三	中峠二	新木野一	新木四	新木三	新木二	古戸四
我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐、新木野二丁目及び新木野三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市中峠及び中峠台の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市新木野三丁目、新木野二丁目及び新木野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市新木の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市新木及び古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市新木及び古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市古戸及び中峠の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

布佐一五
我孫子市布佐、布佐平和台二丁目及び布佐平和台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域

南新木一
我孫子市南新木一丁目及び布佐の区域のうち、次の図面に示す区域

日秀一
我孫子市日秀の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和五年九月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
曾谷四	市川市曾谷四丁目及び曾谷五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野町二三	市川市大野町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野町二四	市川市大野町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大野町二五	市川市大野町三丁目及び大野町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中山二	市川市中山二丁目及び中山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

中山三	市川市中山三丁目及び中山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏井町三	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏井町四	市川市柏井町一丁目及び船橋市藤原二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏井町五	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏井町六	市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏井町八	市川市柏井町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
奉免町一	市川市奉免町及び柏井町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北国分一	市川市北国分三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北国分二	市川市北国分四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
夏見八	船橋市夏見二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
夏見台二	船橋市夏見台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
海神四	船橋市海神六丁目、海神町二丁目、海神三丁目及び海神一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

中野木二	大穴北七	前原東一	前原西一	前貝塚町二	前貝塚町一	西船一	駿河台三	芝山五	三山一	高根町五	金堀町一	宮本二
船橋市中野木二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市大穴北六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原東五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前原西八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市前貝塚町及び行田町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市西船四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市駿河台二丁目及び飯山満町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市芝山三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市三山三丁目及び三山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市高根町、飯山満町一丁目及び米ヶ崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市金堀町の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市宮本六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

飯山満町九	飯山満町八	飯山満町七	飯山満町六	藤原一	田喜野井四	田喜野井三	田喜野井二	田喜野井一
船橋市飯山満町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市飯山満町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市藤原一丁目及び藤原二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井四丁目及び田喜野井六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井三丁目及び三山四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	船橋市田喜野井二丁目及び習志野市藤崎四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和五年九月十九日

				千葉県知事	
				熊谷 俊人	
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
しいの木台一	柏市しいの木台一丁目及び高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花野井五	柏市花野井及び布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花野井六	柏市花野井及び大室の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花野井九	柏市花野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花野井一〇	柏市花野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花野井一一	柏市花野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花野井一二	柏市花野井及び新利根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩井一	柏市岩井、岩井新田及び手賀の杜二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩井二	柏市岩井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高柳三	柏市高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高柳四	柏市高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高柳五	柏市高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高柳六	柏市高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船戸山高野一	柏市船戸山高野及び船戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大室二	柏市大室の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大室三	柏市大室の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤心一	柏市藤心一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤心二	柏市藤心の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布施二	柏市布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布施三	柏市布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布施四	柏市布施及び布施下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布施五	柏市布施及び布施下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
逆井四	柏市逆井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
塚崎二	柏市塚崎及び高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
塚崎三	柏市塚崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤ヶ谷四	柏市藤ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤ヶ谷五	柏市藤ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
古戸一	我孫子市古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

古戸二	我孫子市古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
古戸三	我孫子市古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
古戸四	我孫子市古戸及び中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
新木二	我孫子市新木及び古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
新木三	我孫子市新木及び古戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
新木四	我孫子市新木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
新木野一	我孫子市新木野三丁目、新木野二丁目及び新木野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
中峠二	我孫子市中峠及び中峠台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
中峠三	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
中峠四	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
中峠五	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
中峠六	我孫子市中峠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
布佐八	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
布佐九	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり

布佐一〇	我孫子市布佐、新木野二丁目及び新木野三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
布佐一一	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
布佐一二	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
布佐一四	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
布佐一五	我孫子市布佐、布佐平和台二丁目及び布佐平和台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
日秀一	我孫子市日秀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり

〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものではない。〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年9月19日

千葉県知事 熊谷俊人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 印旛沼における外来水生植物の駆除業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年2月29日まで
- (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

<p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託において A の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定) に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード) を取得していること。</p> <p>(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒 2 6 0 - 8 6 6 7 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 千葉県環境生活部水質保全課湖沼浄化対策班 電話 0 4 3 (2 2 3) 3 8 2 1</p> <p>(2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和 5 年 9 月 1 9 日から 1 0 月 2 4 日まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 5 年 1 1 月 1 日午後 5 時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 5 年 1 1 月 1 日午後 5 時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和 5 年 1 1 月 2 日午前 1 0 時 千葉県庁本庁舎 3 階環境生活部水質保全課内</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者 (以下「第 1 順位者」という。) の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p>	<p>(2) 第 1 順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者 (以下「低価格入札者」という。) は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して 4 日以内 (この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。) に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則 (昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「財務規則」という。) 第 9 9 条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 1 0 月 2 4 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す</p>
---	--

ることができない。

(ア) 提出期限 令和5年10月24日午後5時

(イ) 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Extermination of foreign aquatic plants in Inbanuma Marsh (1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 1 November, 2023

(3) Contact point for the notice: Water Quality Division, Environmental and Community Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3821

購読料 本号 一部 四八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八